

2022 年度活動報告

I 相談・サポート事業

アジアンウィメンズホットライン

相談と関係国について

2022 年度はのべ 822 件、実数で 181 人の相談・支援を行いました。前年度より 100 件以上の増加となりました。当事者の関係国は、ほぼ半数の 394 件が「フィリピン」で、「中国」（161 件）、「タイ」と続き、アジアの国々が全体 94%を占めました。日本の方を含む関係国は 20 か国に及びました。

相談内容について

1) パートナー間問題

全体の 5 割を超えるのが DV を含むパートナー間の問題で、例年以上に DV 被害の相談が多く寄せられ支援を行いました。1 回の相談で終わることがまれで、ほとんどが数日から数カ月間支援を行いました。

これは子どもの相談ではないか？在留資格の相談ではないか？とみまがうほど、外国籍女性の DV 被害は、女性と子どもの日本での滞在や生活に直結した危機感がありました。最近の傾向を反映するように、2022 年度も日本人夫と外国籍妻のカップルの相談の他、両方とも外国籍のカップルの DV 相談が多く寄せられました。外国籍同士のカップルもそれぞれ異なる国籍の夫婦の相談も寄せられました。就労に関する在留資格を持つ被害当事者は、転居や転職に伴う入管への届出や承認の必要があります。就労資格を持つ人の「家族」として滞在している被害当事者は、DV によりやむなく別居することになれば、持っている在留資格の活動と異なる滞在状況に追い込まれるなど、在留資格に関連して更なる困難な問題に直面します。

2) 入管・在留

入管・在留に関する他の、国籍に関する事、母国での行政手続きについては、本年度は当事者を支援している他機関の方からの相談が増えました。

外国籍の方が公的機関に相談し、すでに支援が始まった段階で出てきた問題として相談されています。このような場合ご本人と直接やりとりはありませんが、支援者が調べて情報を得てご本人に提供されることは、ご本人を大切に支援しているのが何れ私達も励みになります。

法務局、自治体市民課、入国管理局や領事館などは、最新の手続きや制度を知るには必要な問い合わせ先です。私達もわからないことがあると、専門の窓口や他機関に相談しながら進めました。「AWC に聞いてみよう」と思ってもらえるのは嬉しいことで

す。そして、次の機会には私たちも相談する側になるかもしれないのです。とはいえ、内容が込み入っていたりあまりなじみのない国だったりしてとても難しいので、過去の支援事例をあたってみたり、制度が変わっているかもしれないのでもう一度調べ直したりして、事務局では頭を悩ませ、専門家、他の NGO や支援団体に問い合わせ対応しました。

3) 子ども・家族

前年度より妊娠・出産に関する相談・支援が減った一方で、虐待、家族間暴力、子どもの教育に関する相談がありました。特に支援担当者から虐待家庭で育った若年女性についての相談があり、一緒に考えることも多かったです。

4) 性暴力

性暴力の問題では、セクシュアルハラスメントの相談がありました。被害者にも加害者にも関わりのあるという相談者に対し、難しい立場であることに理解を示しつつも、被害者の権利を優先してほしいと伝えました。また、当事者からの相談では、セクハラ行為を他の人は問題視しないので、「私が変わっているのだろうか」と苦しんでいました。セクハラかどうかは、あなたが嫌かどうかという自身の気持ちが優先される、と伝えました。

5) 労働

就活中の女性からは、勤務先の選択としてどちらが「交通の便がいいか？」という地理的な相談や起業に関する相談がありました。また、ある留学生は契約では卒業後5年間契約先で就労することになっているが、別の所で働きたいという悩みを打ち明けました。契約や在留資格とも関連するため、行政書士など専門相談を提案しました。

一方、以前女性の就労支援の際に協力いただいた会社からは、当事者の退職に伴い、これまでの支援が残念な結果になったとの報告がありました。支援の難しさを感じたケースでもありました。

6) 生活・その他

例年通り最も多いのが、これまで支援してきた方々からの近況報告でした。動画や写真が届くと共に、最近のエピソードが語られました。大変な状況が続いていたご本人と子どもたちに日常の普通の暮らしが始まっているのを見て、私たちは本当に安心しました。続いて、通訳・翻訳についての問い合わせでした。その他、行政手続についての相談、人間関係や生活上のトラブル、生活困窮などがありました。

当事者の在留資格

2022 年度相談における当事者の在留資格（のべ件数）を調べてみたところ、「日本人の配偶者等」が最も多く、在留資格がわかった件数の中では 53.5%を占めました。次いで「定住者」でした。他には「家族滞在」、「永住者」、「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能」など、在留資格は多様化していることは実感していましたが、数字としても結果に現われました。

相談支援のまとめ

当事者からの相談では、状況を正しく聴き取ることから始めました。昨今コロナの影響や人材不足で、タガログ語や韓国語などの多言語のスタッフが予め決まった時間に待機して対応するということがなくなりました。電話相談では難しいコミュニケーションを、SNS 相談に切り替えて翻訳機を利用して対応したり、通訳・翻訳者に依頼して訳してもらったり、お互いの母語はわからなくても共通言語を駆使することで乗り切りました。

一方、自治体の外国語相談は少しずつ拡充されています。女性と子どもに関わる相談について、行政の外国語相談からつながる当事者もいて、官民の連携は欠かせなくなっています。情報提供だけで終わることはほとんどなく、その地域の市民として役所の関係課につないだり、担当課と一緒に面談を行ったりして確実に支援につながるよう、ご本人と子どもたちを見守る人が増えるように工夫しました。これは NGO/NPO の役割として大切だと心得ています。

私たちだけですべての支援を行うことはできません。ご本人を支援制度のあるところにつなぐ場合があります。支援制度はルールや条件が複雑なことが多いため、担当課が説明されるのを、私たちも学びながら一緒に聞きます。ご本人に『やさしい日本語』で説明することで支援を得られやすいよう案内していると思います。

面談・同行先は、役所の福祉、子ども支援、男女共同参画などの担当課、入管、領事館、ご本人自宅、弁護士事務所などでした。

中長期に支援したのは 20 人で、対象者は日本を含む 8 か国、ほとんどのケースが現在も継続中です。最も長い方で 3 年くらい伴走（伴歩？）しています。DV ケースではありましたが今は安全な方で、加害者ではない夫をも含む家族支援を例外的に行ったケースもありました。

2023年5月からは中国語が事前予約となり、日常的に電話対応できるのは英語のみとなりました。SNS相談と通訳は、タガログ語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ロシア語、ポルトガル語、スペイン語で対応できます。

福岡県内の外国籍市民の出身国は、2021年度末で多い順に中国、ベトナム、韓国・朝鮮、ネパール、フィリピンとなっています。人口が増えているベトナム語、ネパール語に対応できる体制の拡充を目指しています。

しかしながら、これまでAWCのために時間を割いてスタンバイしてくれていた多言語相談員たちも含め、誰もが生活のために長時間働かざるを得ない社会状況となっています。他方、通訳支援という専門性を学び経験を積み重ねるには長い期間を要します。AWCで働くことが生活の一部を支えられるよう、持続可能な支援活動を目指して続けています。

II 言語支援事業

通訳・翻訳プログラム

AWCでは、相談支援の現場に通訳を派遣する事業を行い、日本語の不自由な外国人女性が安心して公的サービスにつながることをサポートしています。2022年度は19件の通訳、2件の翻訳に対応しました。最もニーズが高いのがフィリピン語で、英語、中国語と続きます。当年度は、弁護士事務所での離婚相談や、家庭裁判所の離婚調停等の法的手続きの場面での通訳依頼が多かったのが特徴的でした。また、例年のように公的機関から「日本語でのコミュニケーションが十分でない外国人女性から相談を受けるので通訳を派遣してほしい」という依頼も受けています。外国人女性がDV被害や離婚に直面する際、日本語がわからないことは大きなハンディとなって女性たちに重くのしかかります。離婚までの手続きや、関連して取り決めるべき事柄が本国の場合と違うことも多々あります。単に言葉の通訳に留まらず、本国にはない日本の制度の説明を加えたり、女性の傷つけられたつらい気持ちに寄り添ったりする姿勢を大切に、AWCの支援の一環としての通訳や翻訳を心がけました。

III 就労支援事業

外国籍女性のエンパワメントのための就労支援プログラム

この事業は外国籍女性が母国語を地域住民に教えることで、地域住民と国際交流や文化交流ができ、同時に外国籍女性の就労の場にもなっています。AWC は講師がスムーズに語学教室を運営できるよう、教室の確保や申請に関するお手伝いをしています。

コロナ禍の3年間は積極的に広報を行わず、縮小してのプログラムとなりました。2022年度は中国語と韓国語の2か国語で、合計2クラス、それぞれ2名の生徒での教室となりました。コロナ感染症の分類が引き下げられたことをきっかけに、チラシを作成し、広報を再開しました。小規模の運営にはなっていますが、長く講師が教室を続けることができていることは、外国籍女性の「ちから」となっていると実感しています。引き続き広報を行いながら、講師の就労の場の継続、生徒との良好なコミュニケーションが今後も築いていけるように、AWC も精一杯お手伝いしていきます。

IV 海外支援交流事業

新型コロナウイルスの落ち着きで、地域のバザーイベントが少しずつ再開されるようになりました。秋に開かれたアミカスでの参画ネット主催のイベントや、大野城社協の福祉まつりで、ネパールやタイ、フィリピンの女性たちが手掛けた手工芸品を販売することができました。AWC が販売する製品は、いずれも現地で現金収入の少ない生活を余儀なくされている女性たちが、自立した生活や家計の助けを目的に製作に取り組む手工芸品です。バザーイベントは、地域の皆さんに製品を手にとってもらうだけでなく、現地の女性たちの生活や第三世界のおかれた状況についてもお伝えできる、大切な機会だと捉えています。

AWC としては初めての取り組みでしたが、海外のグループの求めに応じて、AWC の短い紹介動画を英語・中国語・日本語で作成しました。今後、イベント等で団体紹介の折に積極的に活用していく予定です。

1月には、カナダから民族差別やジェンダーに取り組む人権活動家のウィニーさんを迎え、スタッフと交流しました。ウィニーさんからは、より長期的な視野でAWCの活動を考えるという姿勢を学びました。

V 提言・ネットワーク事業

2022年度 主催・共催事業報告

11月26日	あすばる男女共同参画フォーラム 2022 県民企画事業 ワークショップ『#MeToo#WithYou ～私たちの居場所づくりワークショップ～』
--------	--

2022年度 参加事業報告

7月31日	移住労働者と共に生きるネットワーク九州・ベトナム青年有志・千鳥橋病院との共催「医療セミナー」(オンライン)
10月8日	大野城市社会福祉協議会「社協福祉の祭典」 パネル展示
10月12日	移住労働者と共に生きるネットワーク九州と福岡出入国在留管理局との意見交換会
10月23日	福岡市人権啓発センター「ハートフルフェスタ 2022」 パネル展示
11月12日	参画ネット 映画上映「ヒロシマへの誓い サーク節子とともに」映画&リレートーク
11月27日	大野城市福祉フェスティバル
3月8日	3・8 国際女性デー ウイメンズマーチ&トークイベント
3月11日	吉塚アジアマーケット 2周年イベント

11月には、AWCが設立から25年を迎えたのと同時に、年4回発行してきた会報誌「パグアサ」が100号となりました。パグアサは、まさにAWCの歩みを伝える記録ともいえます。1号から99号までの紙面を総ざらいして、何を伝えてきたのかを振り返り、AWCの節目の記録として会員の皆さんにお届けしました。コロナ禍以前に近いかたちで、事業を主催したり参加したりできるようになりました。

例年参加している「あすばる男女共同参画フォーラム 2022」では、助成を受けてワークショップを開きました。3年ぶりに参加者が全員会場に揃う、対面型での実施でした。福岡でのフラワーデモの呼びかけ人、黒瀬まり子さんが講師。フラワーデモをイメージし花を配した会場でのワークショップは、安心して相手と直に語り合える場の大切さを体感しました。

外国人問題や女性問題に取り組む全国の支援団体や研究者とのつながりのなかで、学習会やイベント、意見交換会を企画し、AWCだけでは取り組めない新しい課題について学び合いました。また、官民の団体からの依頼を受けて、AWCの活動から見えてくる「DV」「外国人」等の問題や課題をテーマに講師派遣や、寄稿を行いました。

これまで新型コロナへの配慮から実施が見送られていた、人権や福祉を啓発するイベントが再開されるようになりました。AWCでは機会を見つけ、パネル展示やオリジナルの紹介ビデオ上映などで参加しました。